

ない」と判断を保留しており、活用経験があるところ(9.4%)に比べ6倍以上の開きを見せている。(図6-1、6-2)

質問3の「本研究班報告書等が届いているか」とのクロスで見ると、保健所においては報告書等の到着の有無と関係なく、8割以上がAIDS/NGOを社会資源として活用できるとしている。一方、主管部局においては、報告書等の到着が確認されているところでは88.6%が「社会資源として活用できる」と回答しているのに対し、報告書等の到着が確認されていないすべてのところ(100%)が「わからない」と回答している。本研究班報告書等がAIDS/NGOの社会資源としての認知に大きな役割を果たしたことが読み取れる。(図6-3)

なお、AIDS/NGOが社会資源として「活用できない」と回答しているところが5つあったが、その理由としてあげられていたのは以下の通りである。

- ・当県にはない(県の保健所)
- ・予算がないため活用できない。AIDS/NGOの発行物は参考になる(県の保健所)
- ・身近にNGOがないため活用できない(県の保健所)
- ・地域特性上AIDS/NGOが近くにないので日常的に活用しがたい現状である(県の保健所)
- ・回答なし(市の保健所)

7) 「国内のAIDS/NGOが行っている活動の内容について具体的に知っているもの」を尋ねたところ、「PWH/Aおよびその関係者を対象とする活動」としては、50%を超えたものが順に「電話相談(79.5%)」「カウンセリング(74.6%)」「パンフレット・書籍・ニュースレター等の発行(68.2%)」「期間限定の電話相談(61.1%)」「ネット利用による情報提供や交流(59.4%)」「キルト作成(56.4%)」「調査研究(55.5%)」と7つを数え、前回に比べ一般的にAIDS/NGOの活動に対する認知があがっていることがうかがえる(前回は「電話相談」「パンフレット」「カウンセリング」の3つである)。一方、「人権救済(23.6%)」「福祉支援(20.1%)」「バディ派遣(19.9%)」「シェルターの運営(13.5%)」等、AIDS/NGOによるPWH/Aの支援の要となる活動については前回同様、また認知度が低い。これには次のような理由が考えられる。

- 上記の活動はプライバシー配慮のためもあり、外部には目につきにくい地味な活動である
- ii) 全国のAIDS/NGOを対象とした前回の調査で、「AIDS/NGOがPWH/Aおよびその関係者を対象として行っている活動」について調べた結果、上記の活動を行っている団体は半数以下であった。一方、3分の2以上の団体が「電話相談」や「パンフレット・書籍・ニュースレター等の発行」を行っていた。つまり、多くのAIDS/NGOが取り組んでいる活動ほど認知度が高い。

機関別に見ると、主管部局において「期間限定の電話相談(84.2%)」の認知が高い。これは「HIVと人権・情報センター」が中心となり全国のAIDS/NGOが協力して毎年世界AIDSデー前後に実施している36時間昼夜連続の電話相談等を指すものと思われる。主管部局に対しては、例年後援名義の依頼および結果報告を実施している。

市保健所においては、「自助(感染者会)事業(40.2%)」「バディ派遣(33.6%)」等を含め、一般的に主管部局・県保健所よりもAIDS/NGOの各活動の認知度が平均して高い傾向にある。市保健所が置かれている都市は一定規模以上の都市(政令指定都市・中核市・東京都特別区等)であるが、その周辺にAIDS/NGOおよびPWH/Aが集中していることとの関連が考えられる。(図7-1)

8) 「AIDS/NGOが行っている一般市民を対象とする活動について具体的に知っているもの」という問いに対しても、同様にAIDS/NGOの活動に対する認知があがっていることが伺える。順に「電話相談(77.5%)」「パンフレット・書籍・ニュースレター等の発行(68.8%)」「講師派遣(65.2%)」「期間限定の電話相談(63.9%)」「カウンセリング(63.5%)」「キルトによる啓発(61.9%)」「イベントやシンポジウム開催(61.3%)」「ネット利用による情報交換や交流(60.4%)」「ポスター・グッズの作成(58.4%)」「公開学習会や講演会の開催(55.3%)」と選択肢の半分以上が50%以上の認知度を示している(前回50%を超えたものは「電話相談」「パンフレット」「期間限定の電話相談」の3つのみであった)。さらに、「若者による若者の啓発(48.2%)」や「抗体検査事業(24.0%)」などが新たな活動として認知されてきている。

これを機関別で見ると、主管部局において、やはり「期間限定の電話相談(89.5%)」の認知が高いほか、「若者による若者への啓発(57.9%)」が5割を超えているのが目立っている。(図8-1)

9) 「行政機関が特に力を入れているAIDSに関する施策の対象」としては、前回同様「若者(前回50.3%、今回79.3%)」が圧倒的に多い。2番目に「教育関係者(前回24%、今回35.7%)」が上がっていることから、若者への啓発が主要な施策となっていることが伺える。他の個別施策層である「セクシャルマイノリティ(2.0%)」「セックスワーカー(0.6%)」等への対策が必ずしも進んでいない状況がうかがえる。

機関別に見ると、市保健所で「女性(7.5%)」への対策がやや高いほか、主管部局においては順に「若者(100%)」「医療関係者(55.3%)」「保健福祉関係者(36.8%)」「教育関係者(31.6%)」となっており、若者の次に医療・保健福祉関係者に対する施策に力注いでいることが分かる。(図9-1)

なお、「その他」としてあげられているものには、以下の回答があった。

- ・エイズ不安のある者
- ・電話による相談
- ・一般住民
- ・学校、学生、中高生
- ・県民全般
- ・市民
- ・企業
- ・抗体検査受検者
- ・特になし、特定していない

10) 「AIDS予防啓発事業をしているか」という問いに対して、87.7%が「はい」と回答している。機関別では主管部局(100%)、県保健所(88.6%)、市保健所(80.4%)の順であった。(図10-1)

なお、事業の具体的な内容として記述のあった主なものを、以下に掲げる。

- ・小中高生を対象にした講演(ワークショップ)やパンフレット配布による啓発活動
- ・文化祭、大学祭における啓発活動
- ・保健所ロビーにおけるパネル展示・パンフレット配布
- ・クラブイベント等、若者の集まる場所でのキャンペーン
- ・エイズ情報誌の発行
- ・電話相談、メール相談
- ・来所相談
- ・HIV抗体検査
- ・FMラジオでの1時間特別番組、スポット放送
- ・映画館劇場CMによる啓発
- ・PTA、教職員対象の講演会
- ・世界エイズデーイベント
- ・保健所実習生へのミニ講話
- ・市政だよりへの予防啓発に関する記事の掲載
- ・新成人へのパンフレット配布
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業
- ・市の健康まつりでのキャンペーン
- ・アンケート
- ・NGOの協力を得たピアエデュケーションの実施
- ・教育、医療、保健関係者対象の講演会、研修会
- ・地域組織活動者(リーダー)研修会
- ・青少年リーダー育成研修、ピアカウンセラー養成
- ・エイズ予防キャラクターコンクール、ポスターコンテスト、俳句/短歌募集
- ・区内ホテル旅館組合理事を対象
- ・予防啓発用ビデオ・パネル等教材の貸し出し
- ・キルト作り、レッドリボン作り
- ・ホームページ、ケーブルテレビ、電光掲示板、社内広告等における予防啓発

- ・新聞による啓発
- ・学校の性教育の中での啓発、性感染症教育の中で啓発
- ・エイズ月間に図書館でHIVの本やパンフレット、ポスター等の展示
- ・市町村への広報依頼(抗体検査等)
- ・外国人エイズ相談(英語、タイ語)
- ・情報提供(教育現場等)
- ・セクシャルマイノリティの集まる店や行事等でパンフレット、コンドーム配布
- ・エイズ広報ビデオの作成
- ・民間企業への啓発
- ・刑務所職員の研修
- ・警察署での健康教育
- ・地域の自治体、企業、医療機関とともに、エイズ予防対策連絡協議会をたちあげ、地域住民に向かって啓発活動
- ・厚生労働省HIV社会疫学研究班による若者対象の予防啓発事業の実施
- ・性風俗店におけるポスター掲示とリーフレット設置
- ・エイズボランティアの養成
- ・乳児健診等の場を活用した知識の普及

11) 「感染の可能性のある接触から抗体検査までの期間」いわゆるウィンドウピリオドの設定については「12週(84.3%)」「8週(15.7%)」であった。(図11-1)

12) 「PCR検査」については、19.2%が実施していると回答している。以上は県保健所と市保健所とはほとんど差が見られなかった。(図12-1)

13) 「主管部局でAIDS医療の確保対策を行っているか」という問いに対して、89.5%が「はい」と回答、「いいえ」が7.9%であった。(図13-1)

確保対策の具体的な内容として記述のあったものを、以下に掲げる。

- ・医療機関に対する研修の開催
- ・拠点病院・地域協力病院の確保、設置
- ・診療協力病院情報交換研究会の実施、拠点病院会議
- ・医療従事者のエイズ予防財団やHIV治療の先進病院等への研修派遣
- ・海外視察
- ・エイズ対策専門委員会、エイズ医療対策検討会、エイズ診療担当者会議
- ・二次医療圏内での連絡会議
- ・拠点病院での相談や検査
- ・針刺し後のHIV感染防止に関わる予防薬配備
- ・患者発生時の体制整備のための連携
- ・一般医療機関研修会
- ・カウンセラー派遣事業

- ・薬剤耐性検査機能の補完
- ・県立中央病院でのA-netの導入
- ・保健所職員を対象とした陽性告知のロールプレイング
- ・エイズ予防薬の配備
- ・拠点病院の施設/設備の整備補助
- ・かかりつけ歯科医普及啓発事業（歯科医の紹介等）
- ・エイズ専門相談窓口の設置
- ・スタッフ研修派遣に要する予算の確保

14) 「PWH/Aへの支援事業を行なっているか」について、「はい」が20.1%、「いいえ」が77.7%であった。機関別に見ると、主管部局で最も多く（63.2%）、次いで市保健所（26.2%）、県保健所（13.9%）の順であった。保健所間の差は、担当地区の感染者報告数の差を反映しているものと推察される。（図14-1）

支援事業の具体的内容として記述のあったものを、以下に掲げる。

- ・相談時対応
- ・カウンセリング事業
- ・個別の電話・来所相談
- ・訪問
- ・ケース検討会
- ・福祉との連携（身体障害者認定など）
- ・生活支援
- ・医療、福祉、NGOについての情報提供
- ・子育て支援
- ・先天性血液凝固因子障害者治療研究事業
- ・ボランティア養成
- ・同行受診
- ・HIV感染者/エイズ患者の支援を考える会の運営
- ・通訳の派遣
- ・病床の確保

15) 「AIDSに関する人権啓発のための施策を行っているか」について、「はい」が42.4%、「いいえ」が53.5%であった。機関別に見ると、主管部局で最も多く（73.7%）、県保健所（40.1%）、市保健所（39.3%）という結果であった。（図15-1）

事業の具体的内容として記述のあったものを以下に掲げる。

- ・AIDS予防啓発事業や相談/検査事業の中に取り入れて実施
- ・パンフレット、ポスター、新聞折り込み広告、テレホンサービス、ラジオでの啓発
- ・区ニュースにて正しい知識の普及
- ・各種研修会/講習会における啓発
- ・人権教育関係行事予定表のポスターに掲載
- ・人権/同和政策協議会への出席
- ・人権啓発担当部署との連携による啓発

- ・人権教育のための国連10年行動計画による普及啓発
- ・衛生教育の中で共に生きることについて話す
- ・県主催の人権フェスティバルにNPOが参加
- ・県の人権施策基本方針の策定
- ・管内女子高でAIDSに関する一人芝居の上演
- ・人権啓発冊子作成への参画

16) 「AIDS予防啓発事業」「PWH/Aへの支援事業」「AIDSに関する人権啓発事業」の3つの事業の実施状況について、AIDS/NGOの活用経験の有無とでクロスしたところ、全体では活用経験のあるところほど上記の事業が進んでいるという結果を得た。

機関別に見ると、主管部局においては、「人権啓発事業」の推進について「AIDS/NGOを活用したことがない」ところが「活用したことがある」ところを30%ほど上回り100%であった。つまり、AIDS/NGO活用経験のない主管部局のすべてが人権啓発事業に取り組んでいるという結果を得た。市保健所においては、「PWH/Aへの支援事業」の推進について、「AIDS/NGOを活用したことがない」ところのほうが「活用したことがある」ところを若干上回っていた。（図16-1）

17) 「AIDS対策の取り組みの現状についての担当者の考え（自己評価）」を尋ねたところ、「十分である（3.7%）」「まだ十分でない（72.5%）」「ほとんど取り組めていない（20.3%）」と、9割以上の担当者が「十分でない」と感じている。機関別に見ると、主管部局で「十分である」と答えたところが10.5%あるのに対し、県保健所（3.3%）、市保健所（2.8%）と、主管部局と保健所とで開きが見られた。主管部局と現場とでは認識に差があるようである。（図17-1）

AIDS/NGO活用経験の有無とでクロスしてみると、「AIDS/NGOを活用したことがない」ところほど、取り組みに対する自己評価が低いという傾向が見られた。

「ほとんど取り組めていない」という答えに関して、活用経験があるところでは10.7%であったが、活用経験がないところでは27.3%と、17ポイント高かった。これは機関別で見ても同様の結果であった。主管部局においては、活用経験のないすべてのところ（100%）が「まだ十分でない」と回答している。一方、活用経験のあるところでは12.1%が「十分である」と回答している。（図17-2）

なお、「担当者として今後取り組みたい内容」として記述のあったのは、全体の3割弱（28.1%）であったが、その多くが「若者への啓発」をあげていた。主なものを以下に掲げる。

- ・教師へのAIDS教育
- ・性産業従事者へのアプローチ
- ・エイズが身近な病気であることを広く認識させたい
- ・性行動が活発な若年層やハイリスク層に対して予防啓発に力を入れたい

- ・若者と一緒に啓発活動（ピアエデュケーション）
- ・地域の教育、医療、保健従事者の連携による若者啓発
- ・外国人支援、外国人に対する啓発パンフレットの作成
- ・患者/感染者支援
- ・性感染症対策
- ・陽性者対応
- ・人権教育
- ・セクシャルマイノリティへの情報提供
- ・性的指向の多様性について教育したい
- ・若者への検査勧奨
- ・検査/相談来所者への対応の充実
- ・各種大会等におけるPR用パンフレット配布
- ・小学生/中学生に対する予防教育
- ・社会資源の情報収集
- ・受検者の利便性を考慮したHIV抗体検査
- ・検査の質的向上
- ・企業との連携による成人へのアプローチ
- ・保健所職員のレベルアップ、職域への啓発
- ・拠点病院との連携
- ・地域の状況把握、地域の関係者との意見交換会
- ・啓発のための関係者テキストの作成
- ・医療体制の整備
- ・エイズボランティアと協働した個別施策層への普及啓発の効果測定

18) 「行政機関がAIDS/NGOを活用する場合にNGO側に必要な条件」として、「スタッフやボランティアに研修の実施（48.4%）」と「責任スタッフの常駐（48.2%）」が高かった。前回の調査では「特になし（47.0%）」が最も高かった。過去3年間におけるAIDS/NGO活用経験の増加にしたがい、行政機関がNGOに求める条件が明確化してきていると推察される。

機関別に見ても、上の2つの条件が飛びぬけて高い。主管部局においては「法人格がある」ことが28.9%と保健所に比べて高くなっていること、および保健所に比ぶどの条件についても数値が高い、すなわちNGO側に課する条件が厳しいことがうかがえる。保健所では「特になし」も主管部局に比べ高かった。（県保健所29.2%、市保健所27.1%、主管部局7.9%）（図18-1）

これをAIDS/NGOの活用経験の有無とでクロスしてみると、「責任スタッフの常駐」に関しては「活用したことがある」ところでは54.4%、「活用したことがない」ところでは43.9%と10ポイント以上の差となった。また、「スタッフやボランティアへの研修の実施」に関しては「活用したことがある」ところでは60.0%、「活用したことがない」ところでは40.2と20ポイント以上の差となった。全体的に「AIDS/NGOを活用したことがある」ところほど条件を明確にする傾向が見える。実際の活用を

通して、連携に必要な条件を学習していったことが推察される。それは「条件は特になし」と答えた割合の比較（「活用経験あり」17.7%、「活用経験なし」34.1%）からも伺えよう。（図18-2）

なお、「その他」の条件として記述のあったものを以下に掲げる。

- ・活動の内容による
- ・ピア（若者）の人数が増えることを希望
- ・バディ活動、エイズ患者の生活支援活動を行っている
- ・当県のエイズ出前講座に講師登録していること（県の保健所）
- ・事業の目的等を理解して関わっていただけること
- ・在宅介護支援センター/訪問看護ステーションとしての資格をもっていること（県保健所）
- ・近隣地域にAIDS/NGOが存在しないため分からない
- ・活動実績
- ・近隣で活動している
- ・熱意があり、趣旨がはっきりしている
- ・理念
- ・行政としての立場も理解した上で活動協力できる
- ・継続性の確約
- ・規定の報償費で講師派遣してもらえること
- ・提供できるサービス/条件が明確であり、その範囲内でこちらの要望をきちんと考慮してくれること
- ・具体的な連携方法が明示できて業務上可能かどうかの判断の上で行えること
- ・無償で協力してもらえること
- ・県庁主管課の指示（県保健所）
- ・事業を委託した場合、契約通りに履行してくれる
- ・事業実績及び経理状況が公開されている
- ・考え方に極端な偏りがない
- ・プライバシーの確保

19) 「行政機関がAIDS/NGOを活用する上での困難」として多く挙げられたのは「管内感染者が不明で今すぐNGO活用がせまられていない（49.0%）」「近隣にNGOがない（47.9%）」の二つである。担当地区に感染者が不明（少ない）ことが、AIDS/NGO活用を含めたエイズ対策を進める上でのネックとなっていることが伺える。一方、「NGOに関する情報不足」を理由としてあげた割合（前回57.5%、今回33.4%）が前回より減っている。

主管部局においては「近隣にNGOがない（31.6%）」「NGOに関する情報不足（28.9%）」の二つ、および「担当課内で予算の確保ができない（23.7%）」「財政部門で予算が取れない（18.4%）」「国からの補助金が減った（13.2%）」が目立っている。NGOへのアクセス、および予算の確保、以上2つがAIDS/NGOとの連携の上でのネックとなっていることがうかがえる。

また、市保健所においては「NGOに関する情報不足(34.6%)」「自治体におけるAIDS対策の長期計画がない(34.6%)」「自治体として全体像が見える事業体系を定めていない(24.3%)」などが、「近隣にNGOがない(22.4%)」を上回っており、一方「NGOとの調整が困難(14%)」が主管部局や県保健所に比べ、高い数値を示している。市保健所においては近隣のAIDS/NGOの存在は認知しているものの、行政側のAIDS対策方針あるいは組織のあり方がネックとなって、NGOとの調整に困難をおぼえていることを示しているものと推察される。(図19-1)

なお、「その他」として回答があったものの中には以下のような記述があった。

- ・HIVの相談数も少ない
- ・行政として感染者との接点がなく、情報も入っていないので、何が求められていて、何を供給できるのか全く見えてこない。
- ・管内感染者が少なく、行政課題としての優先度が低い
- ・他の危機管理、感染症事務との関係でじっくり取り組むのが困難
- ・NGOの方針がわかりにくい
- ・感染者のニーズとして、地元での交流会等の希望はあまりない
- ・業務多忙
- ・患者/感染者が少数であり、現在は啓発と検査が主な事業内容です。しかしながら今後はごく限られた対象者だけでなく、広く市民に認識してもらうためのシフト異動も必要だと考えています。その意味ではAIDS/NGOの存在は大きく、もっと色々なメニューの提供、プレゼンテーションなどを行って欲しい。地方といっても、本市のような遠隔の地方都市ではAIDS/NGOを活用したくても費用面や団体の数といった面で大変困難が伴います。
- ・学校において、どのようなエイズ教育が行われているかわからない
- ・管内感染者からの要望が特に見られない
- ・マンパワー不足
- ・AIDSの活動が保健所の重要活動事業に位置づけられていない
- ・HIV+が判明した場合、ほとんどが県内の大学病院で管理され、カウンセリング等支援活動も大学病院を通じてコーディネートされている実状がある。

(地域の保健所として個人とつながっていない。顔が見えてないので、保健所の中でさえ、感染者の存在を認識しがたい。今後保健所として感染者の生活や医療に関わり、バディ活動等の援助を求められたとき、応えられる体制にない)

「AIDS/NGO活用上の困難」と「AIDS/NGO活用経験

の有無」をクロスした結果、「活用経験のない」ところが「活用経験のある」ところを大きく(1.4倍以上)上回った項目として、「管内感染者が不明で今すぐNGOの活用がせまられていない(56.8%>38.6%)」「PWH/Aのプライバシーが守られるか不安(13.2%>4.2%)」

「NGOに関する情報不足(38.5%>26.5%)」の3つがあげられる。反対に「活用経験のある」ところが「活用経験のない」ところを大きく(1.5倍以上)上回った項目として、「NGOとの調整が困難(8.8%>5.7%)」「財政部門で予算が取れない(14.0%>7.4%)」「担当課内で予算の確保ができない(19.5%>11.5%)」「財政部門で理解が得られない(3.7%>0.3%)」「国からの補助金が減った(6.0%>3.0%)」の5つがあげられる。AIDS/NGOとの実際の連携を通じて、予算面を中心により具体的な困難が生じてきている様子がうかがえる。

(図19-2)

20) 「AIDS/NGOと連携したことで得られた効果」としては「感染者・患者が身近に感じられるようになった(39.5%)」が最も多かった。ついで、「個別施策層への予防啓発が普及した(31.2%)」「担当者の人権意識が向上した(29.3%)」「住民の関心が高まった(25.6%)」「エイズ対策の理念が分かった(25.1%)」「行政ができないエイズ対策ができた(24.7%)」等となっている。AIDS/NGOとの連携により、行政側にNGOならではの視点や姿勢が伝わっていると同時に、プライバシーの配慮の点等から普段なかなか身近に感じることをできないPWH/Aや、個別施策を必要とするマイノリティの存在が、NGOを通じて行政担当者側に伝わっていることが分かる。AIDS/NGOが、行政と当事者をつなぐパイプ役を果たしているのである。結果として、連携の窓口となる担当者において、まず認識の変化や新たな視点の獲得などの効果をもたらしていると推察される。

平成12年度にAIDS/NGOを対象に行った本研究班の調査において、AIDS/NGOが特に力を入れている対象としては「PWH/A」が最も多かった。上記9)にあるように行政機関では「若者」が圧倒的である。この違いを、連携することによって補完しあっている状況がうかがえよう。

以上のことは機関別で見ても同様であるが、主管部局において「縦割りでカバーできなかった分野の事業が進んだ」「予算効率が上がった」が共に0%であった点が特徴的と言える。(図20-1)

なお、得られた効果について自由記載してもらったところ、以下のような記述があった。

- ・効果としてまだ現れていないのが現状(県主管部局、市保健所)
- ・担当職員の知識が深まった
- ・啓発用のパンフ配布で役立っている
- ・職員が異動しているので過去の経過が不明

・各人が性について改めて考える情報提供の場となった

21) 「AIDS/NGOと連携したことで得られた効果」のうち、「どのような機関との連携が促進されたか」という問いに対する回答では、「教育機関」と答えたところが42.8%と最も多かった。ついで「医療機関 (10.7%)」「地域団体 (8.4%)」「福祉機関 (4.7%)」となっている。行政機関が特に力を入れている対象が若者であることがここからもうかがえる。また、AIDS/NGOとの連携が最も取りやすい分野が教育機関においてであることを示していると推察される。

機関別に見ると、主管部局では「医療機関 (15.2%)」が「教育機関 (9.1%)」より高く、「福祉機関 (6.1%)」の割合も保健所に比べ高かった。これは、AIDS/NGOがサポートしているPWH/Aの医療へのアクセスあるいは福祉サービス(身体障害者手帳の申請など)が、主管部局を仲介して行われているためと推察される。

(図21-1)

22) 「行政機関がAIDS/NGOとの連携で期待する効果」として、「行政ができないAIDS対策ができる (67.6%)」が最も高く、ついで「患者・感染者への支援が進む (52.9%)」「住民の関心が高まる (50.0%)」「患者・感染者が身近に感じられるようになる (45.1%)」「個別施策層への予防啓発が普及 (34.4%)」であった。上位3つは前回の調査と同様であった。行政がAIDS/NGOに期待する分野が「患者・感染者関係」と「個別施策層」にあることをあらわしている。(図22-1)

これを上記20)の「連携で得られた効果」との関連で見えていくと、以下の点が見える。

①全体的に、期待する効果の数値が、実際に得られた効果の数値を上回っている。期待大であるが、まだ十分な効果は得られていないと言うことであろうか。

②期待する効果として1位・2位にあげられている「行政ができないAIDS対策ができる」「患者・感染者への支援がすすむ」が、得られた効果ではそれぞれ6位・8位になっており、期待する効果として4位・5位・6位にあげられている「感染者・患者が身近に感じられるようになる」「個別施策層への予防啓発が普及」「担当者の人権意識が向上する」が、得られた効果ではそれぞれ1位・2位・3位となっている。AIDS/NGOとの連携の直接効果として行政側担当者の意識の面での影響が大きいようである。

また、「期待する効果」と「AIDS/NGO活用経験の有無」とでクロスして見たところ、「AIDS/NGOを活用したことがある」ところがすべての項目において「活用したことがない」ところを数値的に上回っていた。活用経験があるところほどAIDS/NGOに対する期待が大きく

なるということである。(図22-2)

なお、「期待する効果」について自由記載してもらったところ以下のような記述があった。

- ・NGOとの連携ですべてうまくいくとは思わないが、行政自らの考え方や事業展開が変わることで新しい効果生まれる。NGOはその一翼を担っている。今後より相互協力することで想像以上の効果が出ると考える
- ・AIDSのみとせず、性感染症と性教育を含め実施されたい

23) AIDS/NGOと連携することで期待する効果のうち、「どのような機関との連携が促進されることを期待するか」という問いに対する回答では、「教育機関 (51.6%)」が最も多かった。ついで「医療機関 (28.9%)」「地域団体 (27.1%)」「福祉機関 (24.6%)」「企業 (15.2%)」となっている。この順位は、上記21)において実際にAIDS/NGOの活用経験のある機関が「得られた他機関との連携促進効果」として回答している順位と同じであった。

機関別に見ると、主管部局・県保健所・市保健所のどれも最も高いのが「教育機関」である。主管部局では、上記21)「得られた他機関との連携促進効果」で最も高かったのが「医療機関」であったことから考えると、今以上に「教育機関」との連携促進をAIDS/NGOとの連携を通じて望んでいることが読み取れる。また、市保健所では「地域団体 (26.2%)」が「医療機関 (24.3%)」「福祉機関 (22.4%)」を上回っていた。(図23-1)

24) 「今後のAIDS/NGO活用についての希望」は84.4%が「ある」と回答している。機関別では、順に、主管部局 (92.1%)、県保健所 (84.5%)、市保健所 (81.3%)となっている。

「活用経験の有無」とのクロスで見ると、「活用したことがある」ところの98.6%が今後の活用を望んでおり、「活用したことがない」ところの80.2%を上回っている。AIDS/NGOの活用経験がNGOに対する肯定的な評価を導き出していることがうかがえる。「活用したことがない」ところでも、前回調査の47%を大幅に上回っており、行政によるAIDS/NGO活用がここ3年の間に大きな流れとなっていることがうかがえる。

機関別に見ると、主管部局では活用経験の有無に関わらず、ほぼすべてが今後の活用を望んでいる。(図24-1)

25) 「行政機関が今後希望するAIDS/NGOの活用形態」としては、「講師派遣依頼 (78.0%)」が飛び抜けて高く、ついで「物品等の購入・借用 (44.2%)」「無償で協力依頼 (33.1%)」「研修やイベント等の共催 (32.6%)」「広報 (26.6%)」であった。上記2)の実際の活用形態と比較すると、「講師派遣」「物品等の購入・借用」

は実際上も高いが、「無償で協力を依頼（7.0%）」が希望よりもかなり低くなっている。NGO側が、行政から依頼された仕事等に対する対価をきっちり求めていることのあらわれであろうか。また、「協働企画事業（18.1%）」「事業委託（14.4%）」などへの希望が、実際の活用形態の2倍以上の数値となっている。本質的な連携への希望が高まっていることが読み取れる。

機関別に見ていくと、主管部局では「講師派遣依頼（65.7%）」「研修やイベント等の共催（48.6%）」「協働企画事業（37.1%）」「事業委託（34.3%）」「無償で協力を依頼（34.3%）」の順になっており、やはり本格的な連携への希望が高いことが読み取れる。今後の連携の方向性を示すものと言えるであろう。市保健所においても、「事業委託（25.3%）」「協働企画事業（21.8%）」が県保健所に比べて高くなっている。これは、協働企画や事業委託などのNGOとの本格的な連携を実施する際の政策決定機関となりうるのが、主管部局や都市区の保健所であることの反映と見られる。（図25-1）

また、「今後希望するAIDS/NGOの活用形態」を「活用経験の有無」とのクロスで見えていくと、「活用したことがある」ところが、全ての項目にわたって「活用したことがない」ところを数値的に上回っている。

AIDS/NGOの活用経験が、様々な形態・分野における今後のAIDS/NGO活用を促進していくことが予測される。

（図25-2）

D. 考察

1) AIDS/NGOの活用状況

・AIDS/NGOを活用したことがあるのは42.0%で、主管部局を中心に過去3年間で増えている（1.3倍）。

・連携は量的には進んでいるものの、形態としては「講師派遣」「物品等の購入」が多く、「事業委託」「協働企画事業」など本質的に深く関わるような連携はまだこれからである。

2) AIDS/NGOに関する情報

・主要な情報源は「エイズ予防財団」「NGO発行の書籍・パンフレット」であるが、3年前に比べ情報源が多岐化してきており、かなり浸透してきている。それには当研究班の研究発表会、報告書、「NGO活用マニュアル」「連携事例集」「協働マップ」の効果も見られる。

・AIDS/NGOに関する情報は、保健所よりもむしろ主管部局に集まる傾向にある。

3) 社会資源としてのAIDS/NGO

・8割以上の機関がAIDS/NGOを社会資源として認知している。

・AIDS/NGOの活用経験のあるところほど、NGOを社会

資源として認知している。

・本研究班報告書等がAIDS/NGOの社会資源としての認知に大きく役立っている。

4) AIDS/NGOの活動に関する認知

・AIDS/NGOの具体的な活動に関する認知は3年前に比べて上がっている。

・「福祉支援」「バディ派遣」「シェルター運営」等、PWH/A支援の要となる活動については、まだ認知度が低い。

・AIDS/NGOの活動として「若者による若者の啓発」「抗体検査事業」が新たに認知されてきている。

・市保健所においてはAIDS/NGOの各活動に対する認知度が平均して高い傾向にある。

5) AIDSに関する施策の対象

・特に力を入れている対象としては機関の別なく「若者」であるが、主管部局においては、医療・保健福祉関係者に対する施策が次に重視され、保健所では教育関係者が次に重視されている。

・セクシャルマイノリティやセクスワーカー等の個別施策層については、必ずしも対策が進んでいない。

6) 行政機関における事業と自己評価

・すべての主管部局がAIDS予防啓発事業を行っている。

・「予防啓発事業」「PWH/Aへの支援事業」「AIDSに関する人権啓発事業」の中心は主管部局である。

・AIDS/NGOの活用経験があるところほど、「予防啓発事業」「PWH/Aへの支援事業」「AIDSに関する人権啓発事業」が進んでいる。

・9割以上の担当者がAIDS対策の取り組みについて「十分でない」と感じている。

・AIDS/NGOの活用経験があるところほど、AIDS対策の取り組みに対する自己評価が高い。

・主管部局と保健所とではAIDS対策の取り組みの現状に対する認識に差が見られる。保健所のほうが現状に不足を感じている。

・今後取り組みたい内容として若者への啓発が多い。

7) 行政機関がAIDS/NGOに求める条件

・行政側が連携に際してAIDS/NGO側に求める条件が3年前に比べ明確になってきている。「スタッフやボランティアへの研修の実施」と「責任スタッフの常駐」が二大条件である。

・主管部局においては、保健所に比べて連携に際してAIDS/NGO側に課する条件を明確にする傾向がある。

・AIDS/NGOの活用経験があるところほど、連携に際してAIDS/NGO側に課する条件が明確である。実際の活用を通して必要な条件を学習していったことが推察される。

8) AIDS/NGO活用上の困難（連携の阻害要因）

- ・「担当区内に感染者が少ない（不明である）こと」「近隣にNGOがないこと」が、AIDS/NGO活用の上での困難となっている。
- ・主管部局においては、AIDS/NGOへのアクセス、予算の確保がAIDS/NGO活用上の困難となっている。
- ・市保健所においては、自治体におけるAIDS対策方針あるいは事業体系のあり方がAIDS/NGO活用上の困難となっている。
- ・AIDS/NGOの活用経験を通じて、予算面を中心により具体的な連携における困難が認識されてくる。

9) 連携による効果（結果）

- ・「感染者/患者が身近に感じられるようになった」「個別施策層への予防啓発が普及」「担当者の人権意識の向上」など、行政側にAIDS/NGOや当事者の視点や姿勢が伝わっている。
- ・AIDS/NGOは行政と当事者らをつなぐパイプ役を果たしている。
- ・連携の窓口の担当者において、認識の変化をもたらしている。
- ・行政は「若者」、AIDS/NGOは「PWH/A」という力を入れる施策の対象の違いを、連携しあうことで補いつけている。
- ・教育機関における連携が最も進んでいる。

10) 連携による効果（期待）

- ・「行政ができないAIDS対策ができる」が最も多く、特に「患者/感染者への支援」と「個別施策層への啓発」がAIDS/NGOに期待されている。
- ・AIDS/NGOの活用経験があるところほど、AIDS/NGOに対する期待が大きい。
- ・今以上に「教育機関」での連携を望んでいる。

11) 今後のAIDS/NGO活用

- ・84.4%が今後の活用を希望している。
- ・活用経験のあるところほど、今後の活用を希望している。つまり、活用経験が肯定的評価に結びついている。
- ・行政によるAIDS/NGO活用がここ数年で大きな流れとなってきた。
- ・今後の希望する活用形態では「講師派遣依頼」が最も多いが、主管部局を中心に「事業委託」「協働企画事業」などの本質的な連携への希望が高まってきている。
- ・AIDS/NGOの活用経験が、様々な形態における連携をより促進していくことが予測される。

<まとめ>

過去3年間で保健所及び自治体においてAIDS/NGOに関する情報量が増え、AIDS/NGO活用が進んでいる。ほとんどの機関がAIDS/NGOを社会資源として認め、今後

の連携を希望している。

しかし、今のところ「講師派遣」や「物品購入」が多く、協働という本質的な連携にはまだ至っていない。今後の方向性として「協働企画事業」や「事業委託」が期待されているが、そのためにはAIDS/NGO側が「スタッフやボランティアの研修」「責任スタッフの常駐」という条件を整えると共に、行政側も予算の確保や方針の明確化、事業体系の見直しなどを進めていくことが望まれる。

担当地区内に感染者が不明（少ない）ことがエイズ対策の障害となっている一方で、AIDS/NGOとの連携が感染者/患者を身近に感じる契機となっていることから分かるように、AIDS/NGOとの連携が担当者をはじめ行政側の認識の変化につながり、人権意識向上など好ましい影響を与えている。また、行政では難しい個別施策層への啓発や感染者/患者への支援などをAIDS/NGOは行うことができる。両者の連携が重要なゆえんである。

AIDS/NGOの活用経験は、AIDS/NGOの肯定的な評価に結びついていると同時に、行政担当者の業務に対する自己評価をも高めている。今後、様々な形態における連携が進んでいくことが予測される。

地域のAIDS対策における行政とNGOとの連携の効果は、すぐに数字となってあらわれてくるものではない。加えて、質的效果を数字となって表すのは困難であるが、何らかの効果測定を行い、連携方法（モデル）の確立を目指していくことが今後の課題と言える。

E. 結論

- ①過去3年間で行政機関によるAIDS/NGO活用が進展している。
- ②AIDS/NGOと行政機関の連携の形態は限定されており、協働に向けた一層の展開が必要である。
- ③AIDS/NGOに関する情報はかなり普及してきており、より多くの行政機関がAIDS/NGOとの連携を望んでいる。
- ④AIDS/NGOの活用経験が感染者を身近に感じさせる契機となり、AIDS/NGOの肯定的評価に結びついている。
- ⑤AIDS/NGOと行政機関との役割や力を入れる対象の違いが、両者が協働することで補完され、AIDS対策がより一層進展する可能性のあることが明らかとなった。
- ⑥AIDS/NGOと行政機関との連携を進めるために、AIDS/NGOの組織整備・質の向上が必要であるとともに、行政側にはAIDS対策の明確化、事業の見直し、予算の確保がはかられること等が必要とされている。
- ⑦AIDS/NGOとの連携の推進は、AIDS/NGOに対する肯定的な評価を高めると同時に、行政担当者の業務に対する自己評価をも高めている。

F. 健康危険情報 なし

H. 知的所有権の出願・取得状況

G. 研究発表

- 1) 五島真理為, 新庄文明, 木下ゆりほか: AIDS 普及啓発におけるGOとNGOの連携の方法論に関する研究, 日本エイズ学会誌, 2003, 5-4, 325
- 2) 五島真理為, 伊藤麻里子, 木下ゆりほか: AIDS/NGOと地域行政機関との連携による若者相互の啓発プログラム (Young Sharing Program) の評価—連携事業拡大の分析—, 精神衛生学会, 第 19 回日本精神衛生学会大会プログラム発表抄録集, 2003, 44

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

図 1 - 1 行政機関による AIDS/NGO の活用状況

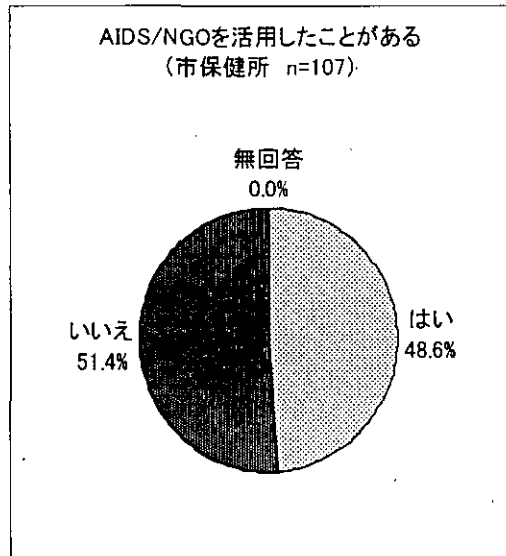
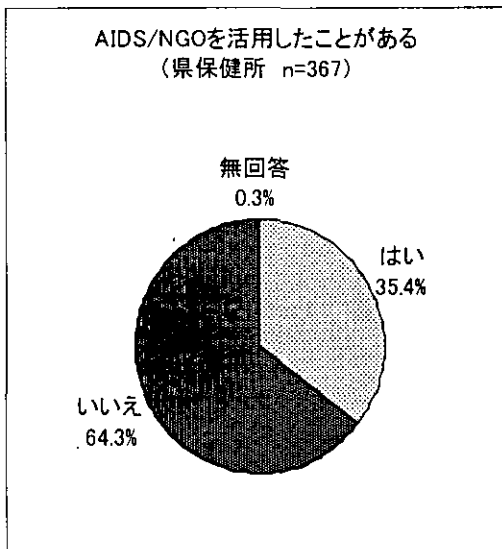
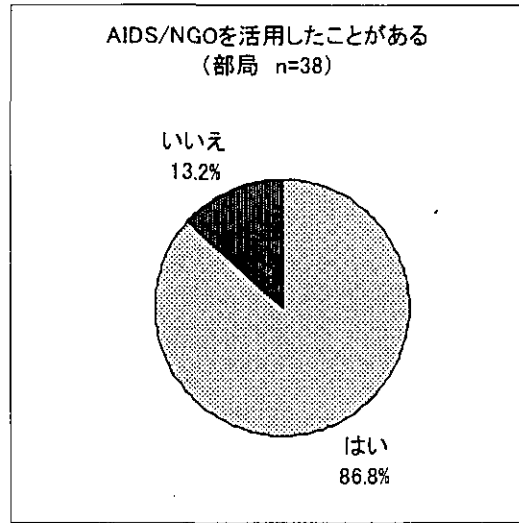
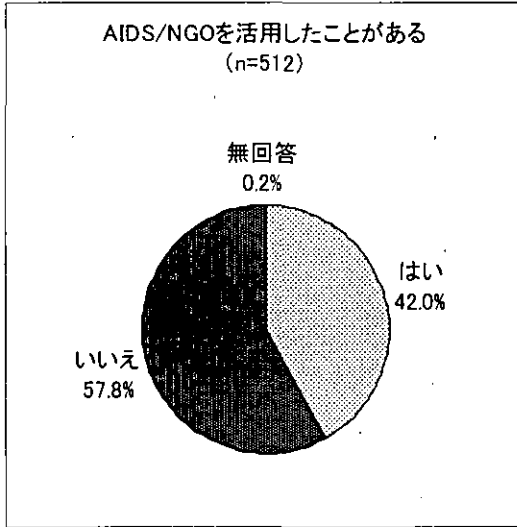
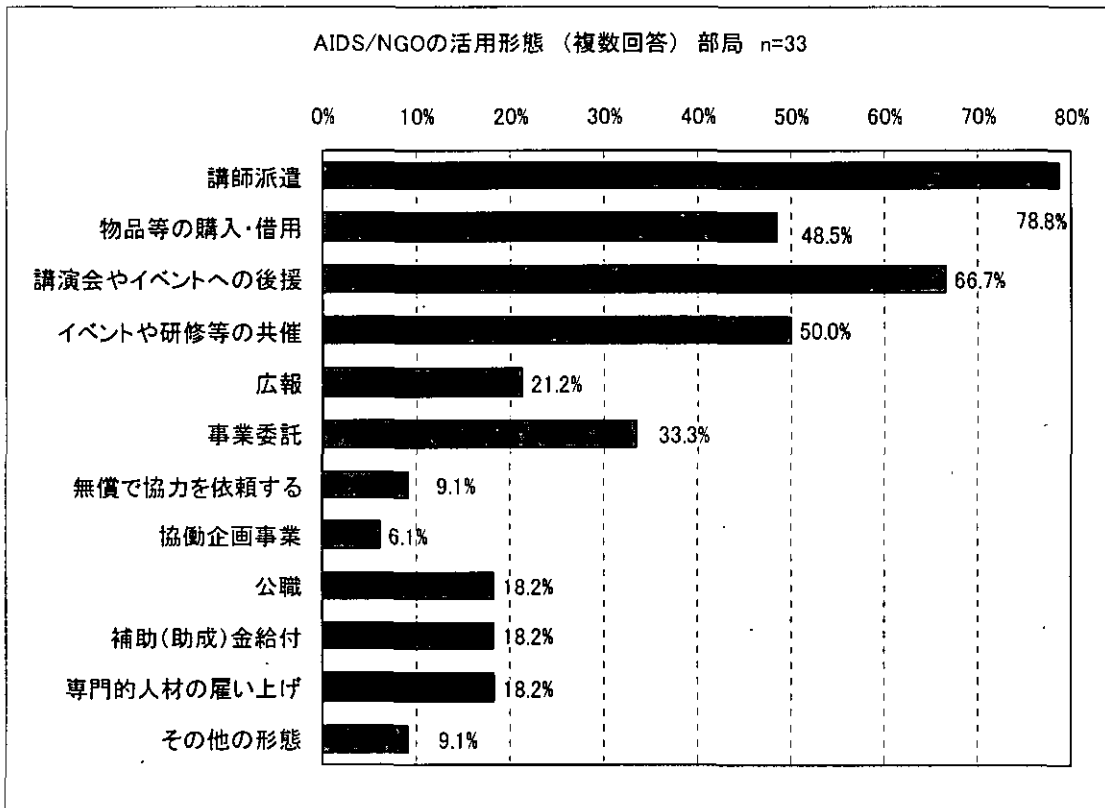
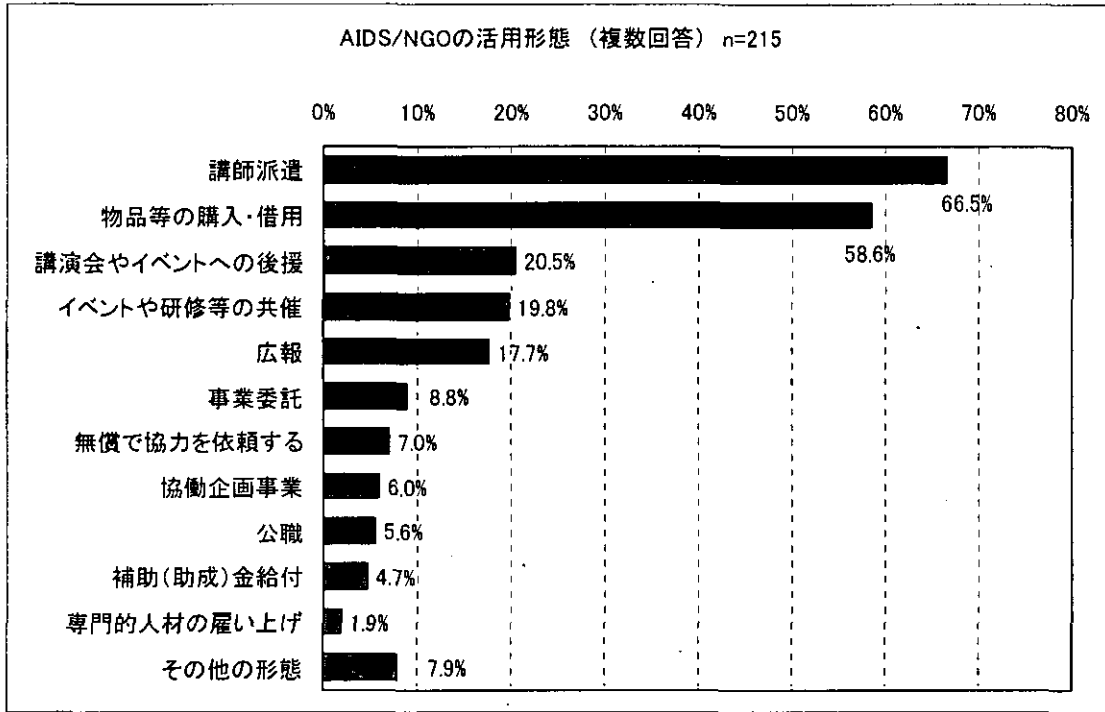


図 2 - 1 行政機関と AIDS/NGO との連携形態



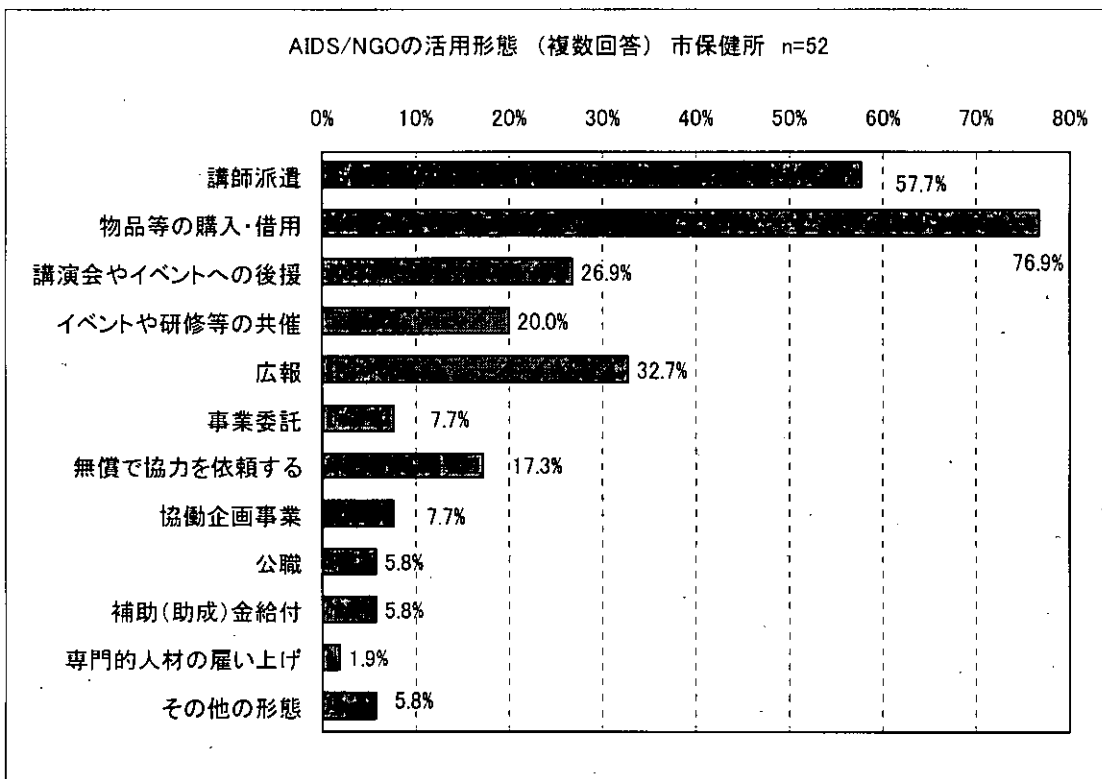
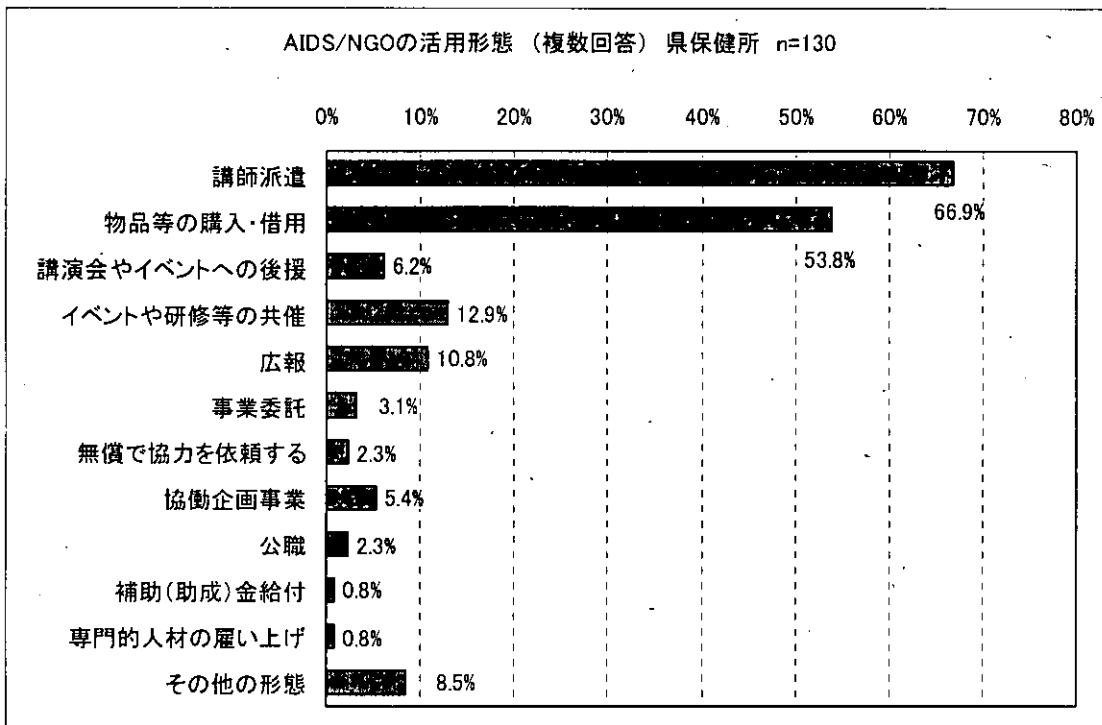


図 3 - 1 本研究班報告書等についての認知

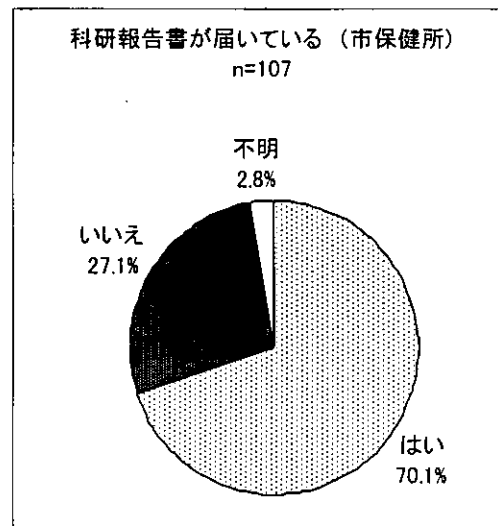
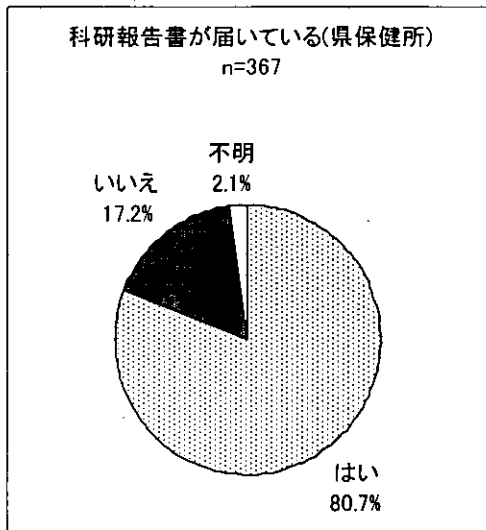
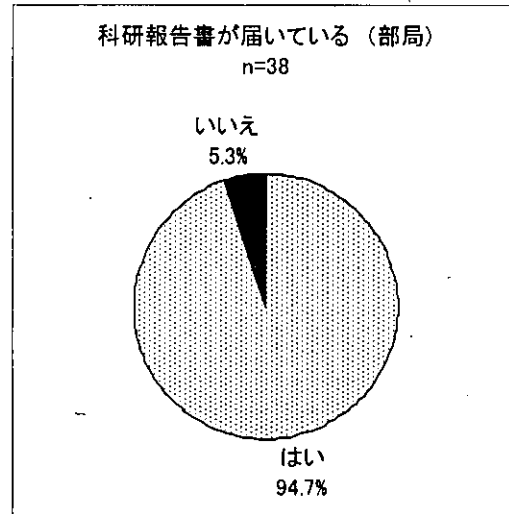
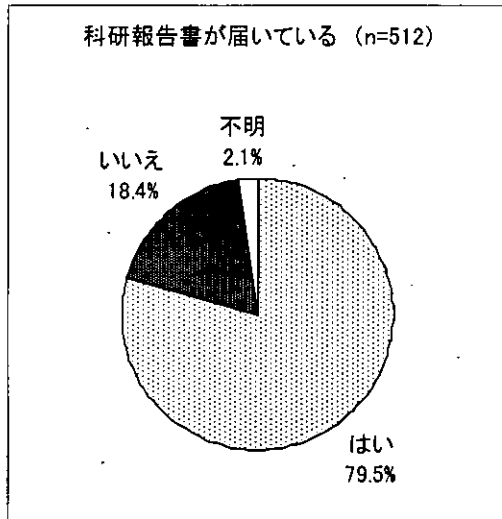
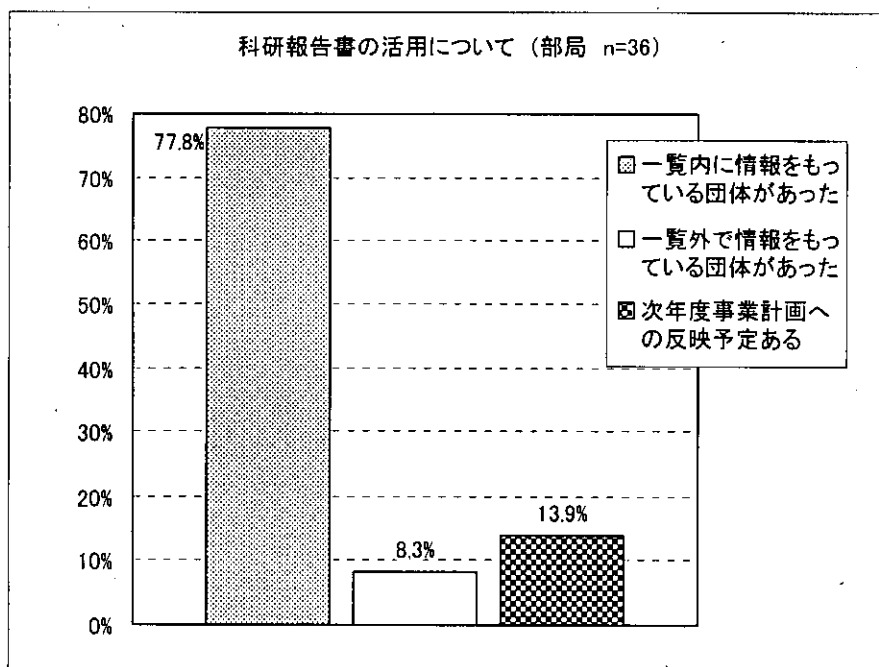
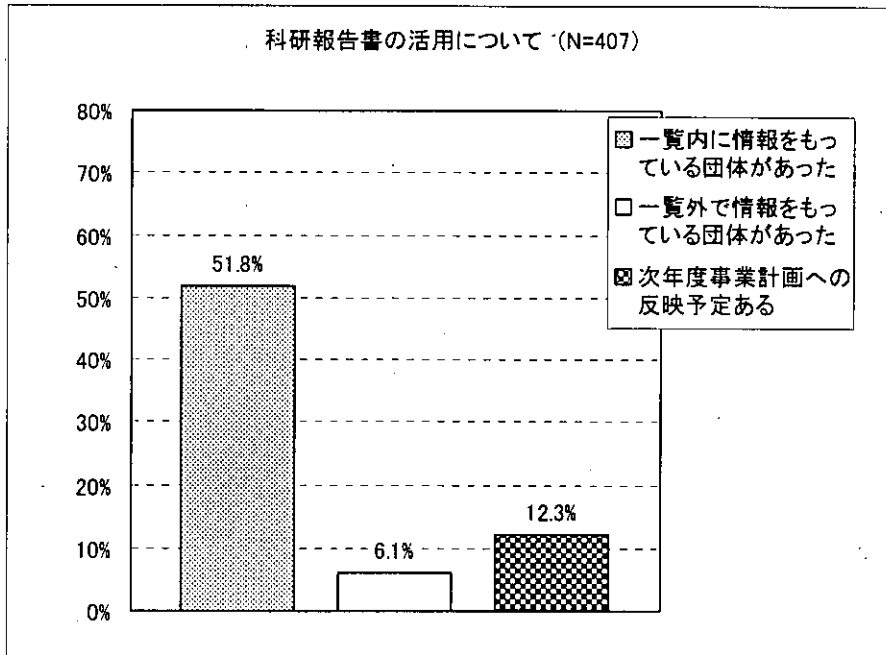


図 4 - 1 本研究班報告書等の活用状況



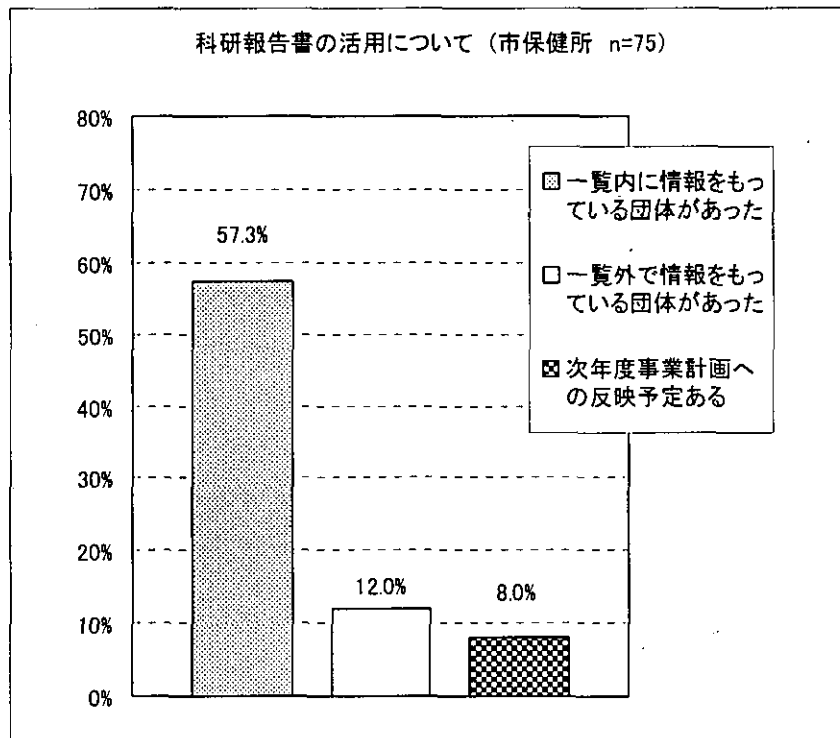
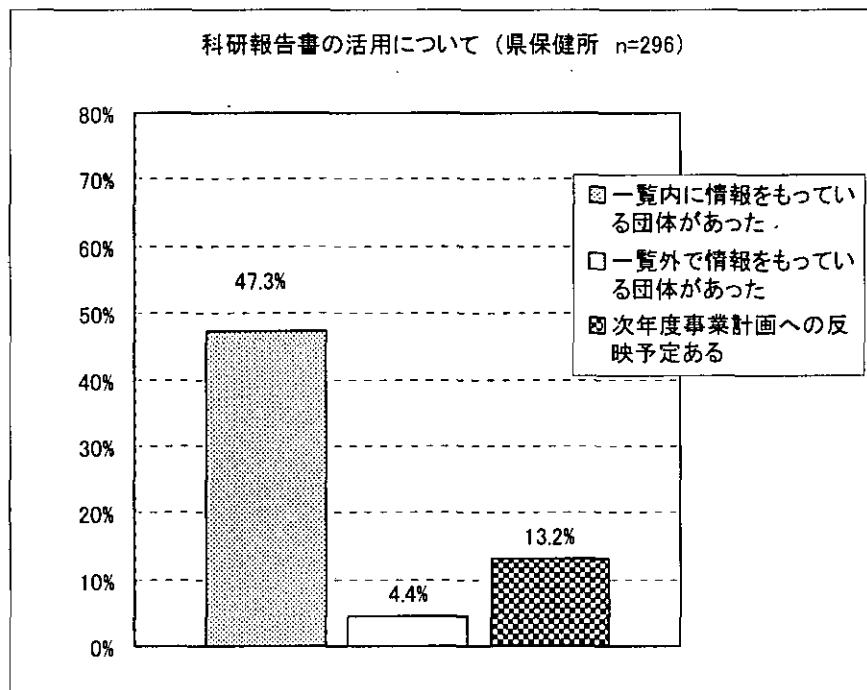
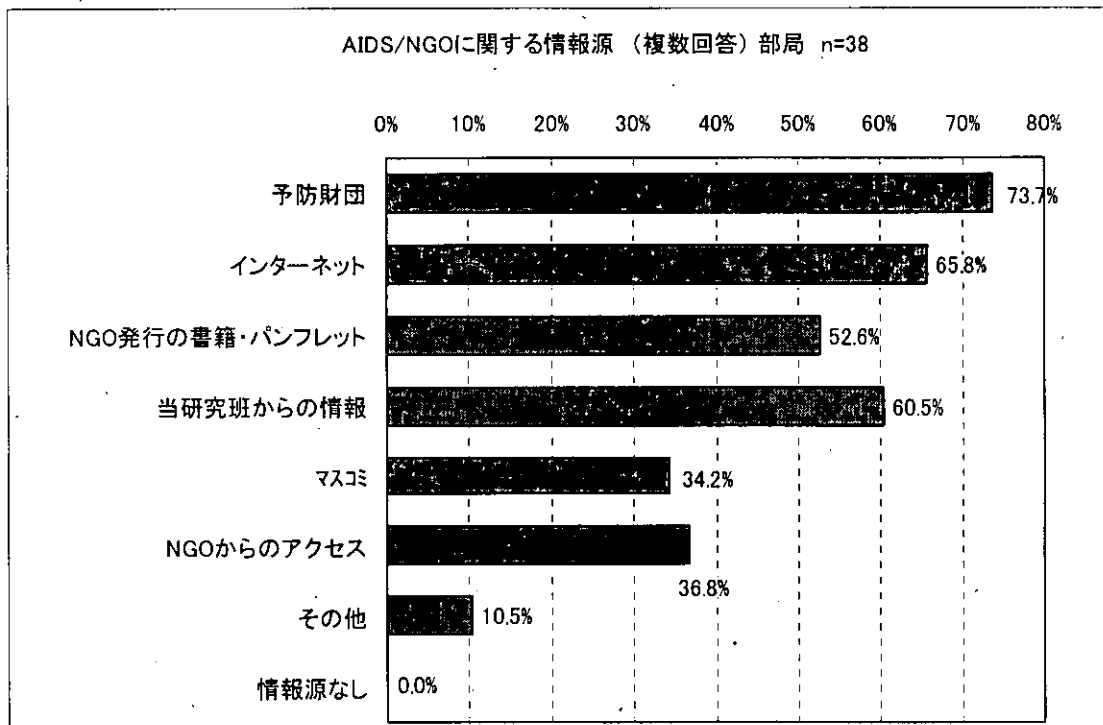
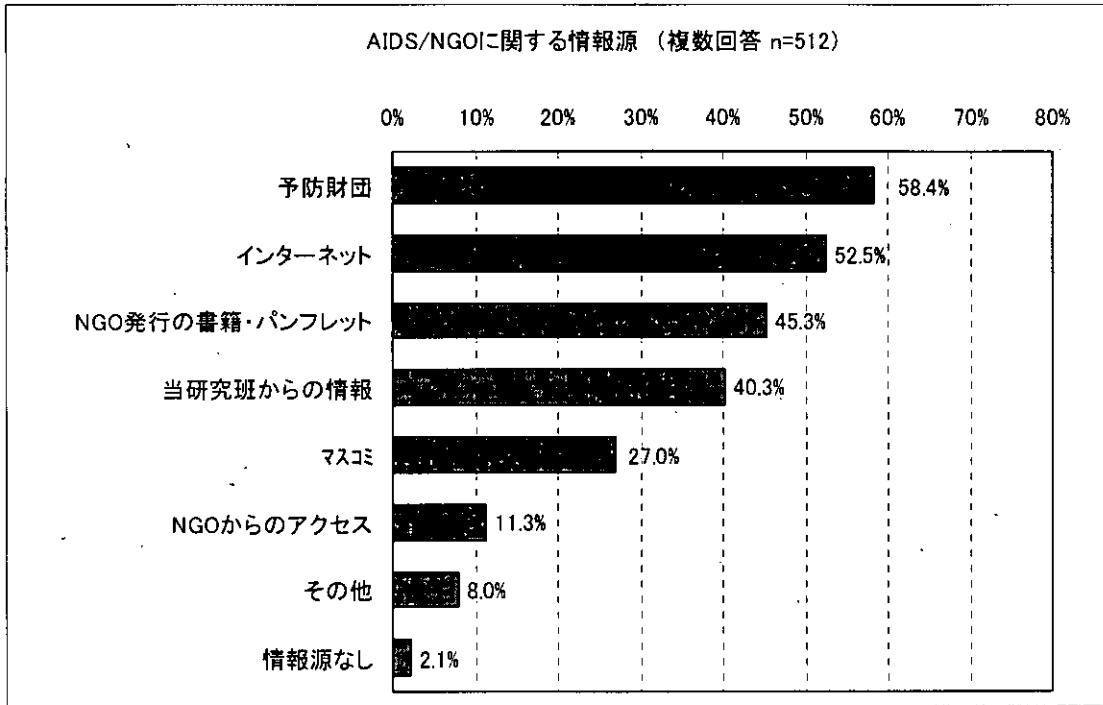


図5-1 AIDS/NGOに関する情報源



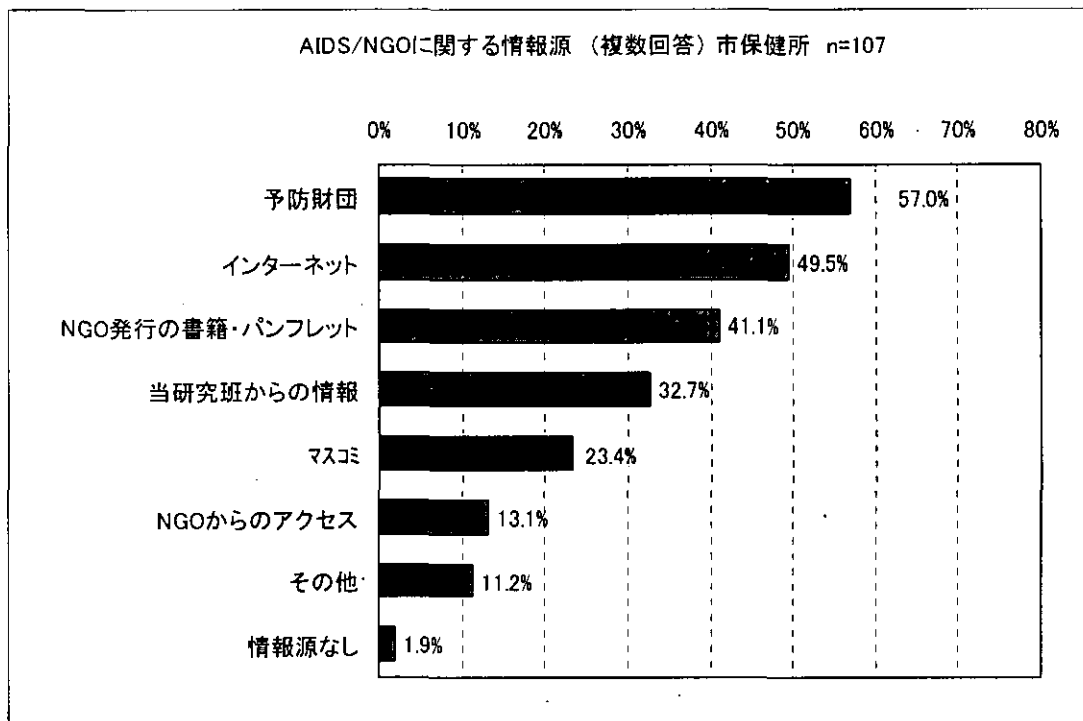
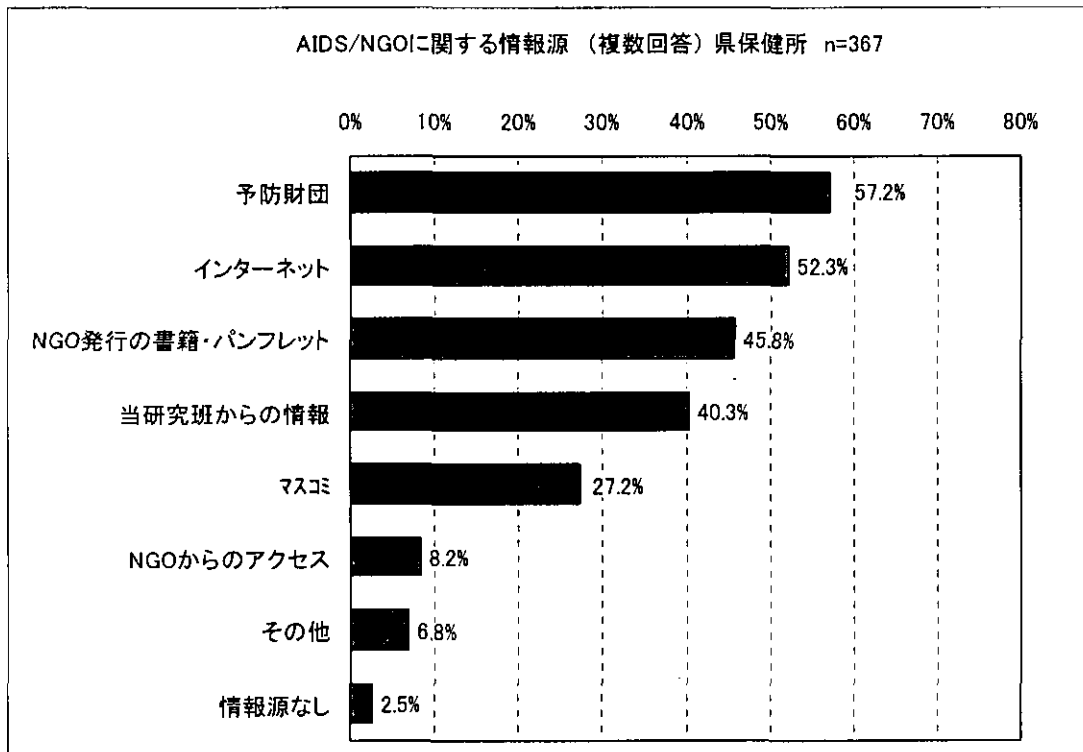


図6-1 AIDS/NGOは社会資源として活用できるか

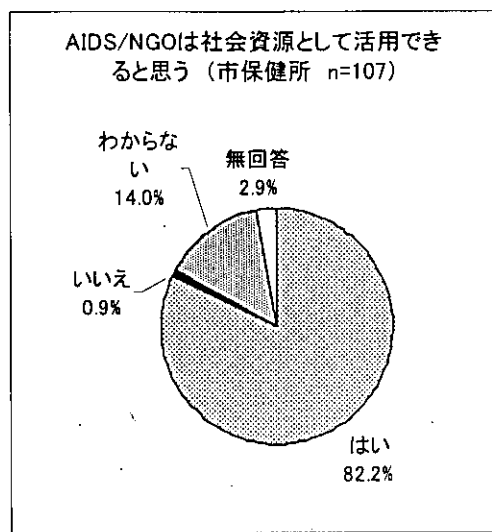
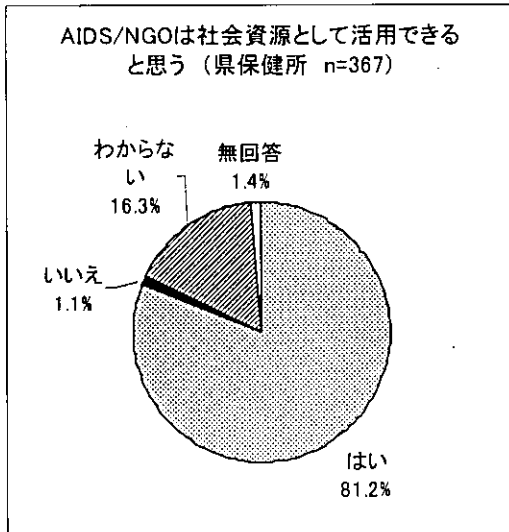
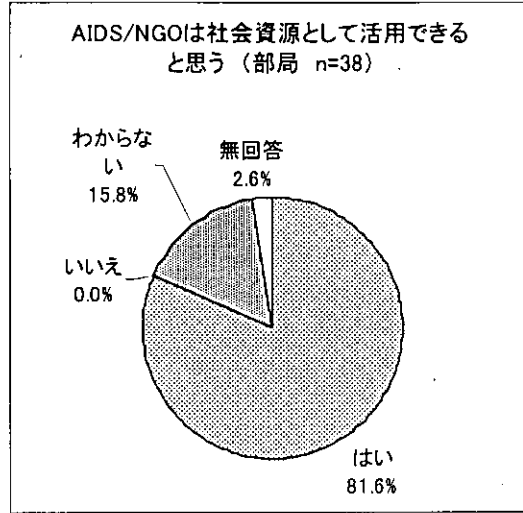
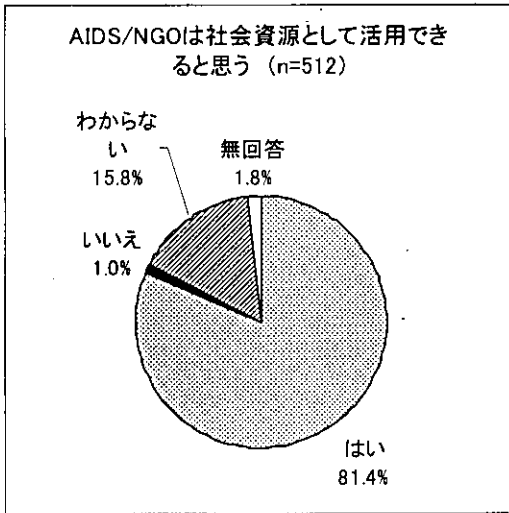
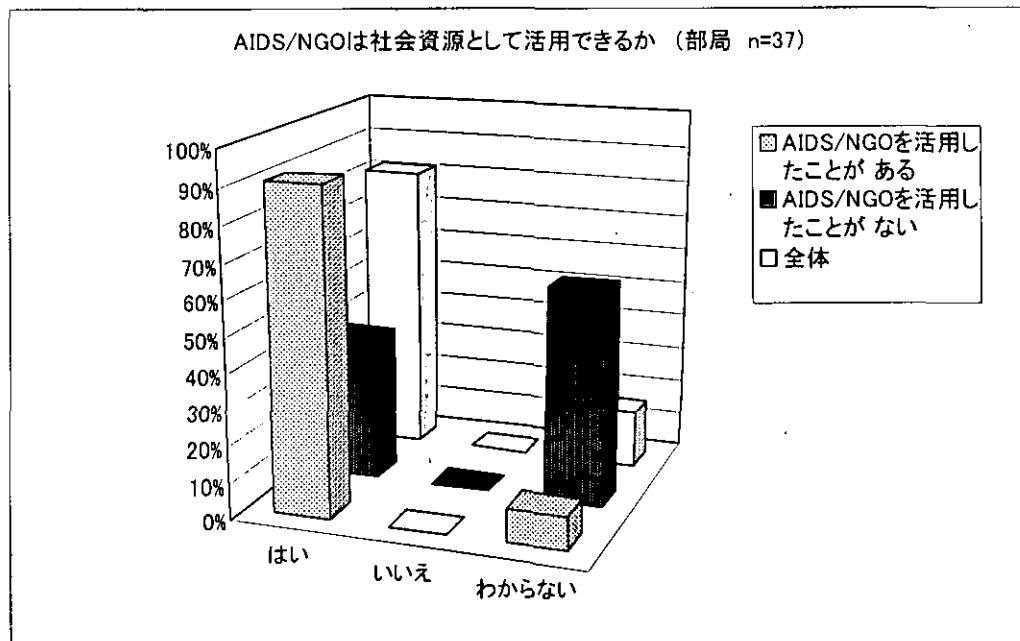
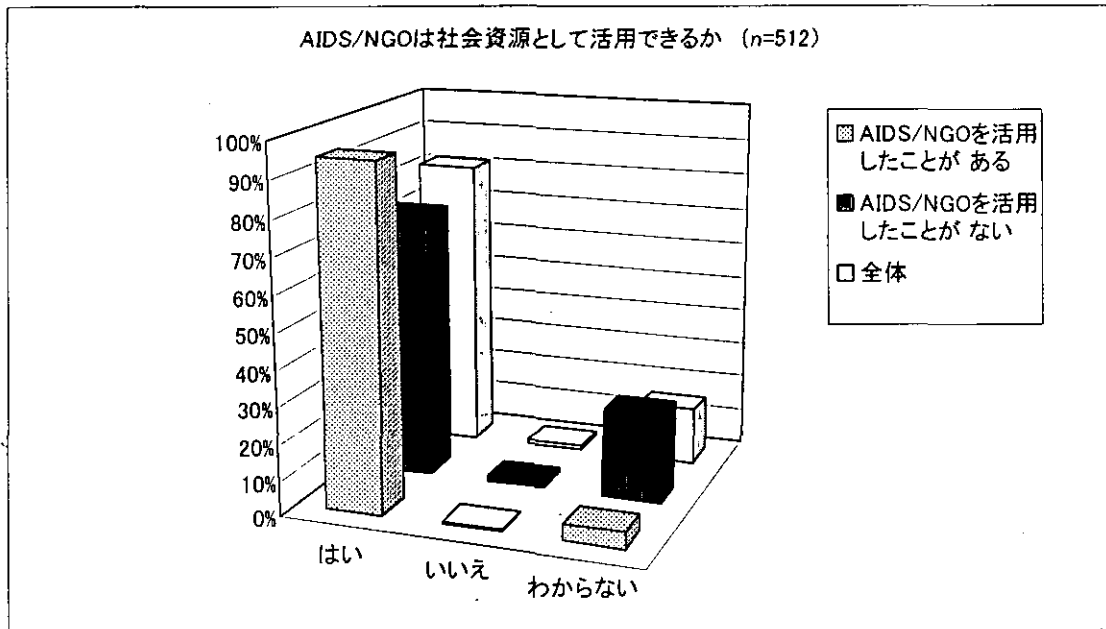
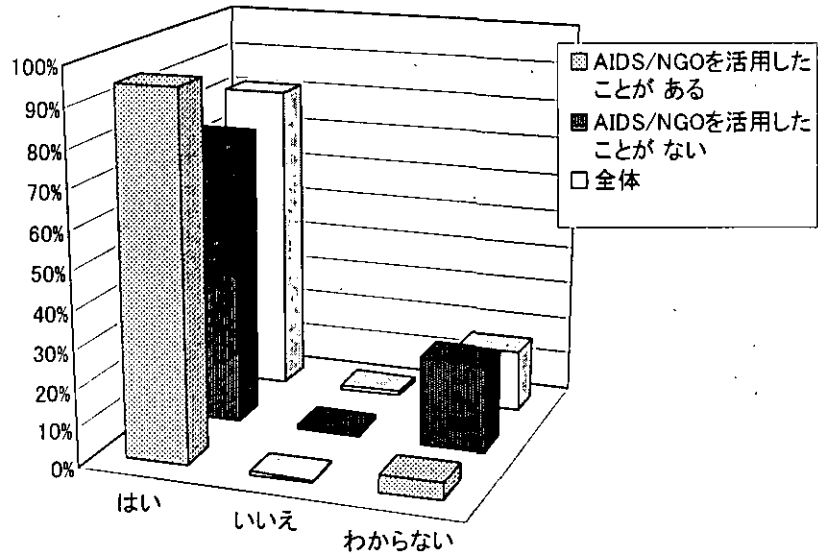


図 6 - 2 活用経験別に見た、社会資源としての AIDS/NGO 認識



AIDS/NGOは社会資源として活用できるか（県保健所 n=361）



AIDS/NGOは社会資源として活用できるか（市保健所 n=104）

